

議員提出議案第14号

守谷市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、守谷市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月21日 提出

守谷市議会
議長 松丸修久様

提出者 議会運営委員会
委員長 又未成人

平成 年 月 日原案 決

守谷市議会会議規則の一部を改正する規則

守谷市議会会議規則（平成13年守谷町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条—第66条）
- 第8節 表決（第67条—第77条）
- 第9節 公聴会、参考人（第78条—第84条）
- 第10節 会議録（第85条—第89条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第90条—第94条）
 - 第2節 審査（第95条—第112条）
 - 第3節 秘密会（第113条・第114条）
 - 第4節 発言（第115条—第126条）
 - 第5節 委員長及び副委員長の互選（第127条・第128条）
 - 第6節 表決（第129条—第139条）
- 第3章 請願（第140条—第146条）
- 第4章 辞職及び資格の決定（第147条—第151条）
- 第5章 規律（第152条—第160条）
- 第6章 懲罰（第161条—第166条）
- 第7章 議員の派遣（第167条）
- 第8章 補則（第168条）

附則

第17条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

第27条中「（選挙の宣告）」を削る。

第37条第1項中「第134条（請願の委員会付託）」を「第141条」に改め、同条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第44条第2項中「（付託事件を議題とする時期）」を削る。

第64条中「（質疑の回数）」及び「（質疑又は討論の終結）」を削る。

第74条中「（議場の出入口閉鎖）」、第28条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第29条（投票）、第30条（投票の終了）、第31条（開票及び投票

の効力)」を「から第31条まで」に改め、「(選挙結果の報告)」及び「(選挙関係書類の保存)」を削る。

第160条を第168条とする。

第7章中第159条を第167条とする。

第6章中第158条を第166条とし、第155条から第157条までを8条ずつ繰り下げる。

第154条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第162条とする。

第153条第2項ただし書中「第49条(秘密の保持)第2項又は第106条(秘密の保持)第2項」を「第49条第2項又は第114条第2項」に改め、同条を第161条とする。

第5章中第152条を第160条とし、第144条から第151条までを8条ずつ繰り下げる。

第4章中第143条を第151条とする。

第142条中「(議案等の説明、質疑及び委員会付託)」を削り、同条を第150条とし、第139条から141条までを8条ずつ繰り下げる。

第3章中第138条を第146条とし、第132条から第137条までを8条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第131条を第139条とし、第130条を138条とし、第129条を第137条とする。

第128条中「(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)」を「から第31条まで」に改め、「(選挙結果の報告)」を削り、同条を136条とし、第121条から127条までを8条ずつ繰り下げる。

第120条中「第1章第4節」を「、前章第4節」に改め、第2章第5節中同条を第128条とし、第119条を第127条とする。

第2章第4節中第118条を第126条とし、第107条から第117条までを8条ずつ繰り下げる。

第2章第3節中第106条を第114条とし、第105条を第113条とする。

第2章第2節中第104条を第112条とし、第103条を第111条とし、第102条を第110条とし、第101条の2を第109条とし、第101条を第108条とし、第100条を第107条とし、第99条を第106条とする。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改め、同条を第105条とする。

第97条を第104条とし、第88条から第96条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第81条を第88条とする。

第80条中「（発言の取消し又は訂正）」を削り、同条を第87条とし、第79条を第86条とし、第78条を第85条とする。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会の開催の手続)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聽こうとする利害関係者及び学識経験者（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及び他の者の中から議会において定め、議長が本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聽こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 議会において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聽こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の守谷市議会会議規則第105条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

提案理由（議員提出議案第14号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、本年9月に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことにより、これまで委員会のみで実施することが可能であった公聴会の開催や参考人の招致を本会議においても行えることになることから、これらの手続き方法についての規定を新たに守谷市議会会議規則に盛り込むものであります。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市議会会議規則新旧対照表

| 改 正 | 現 行 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条～第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条～第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条～第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条～第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条～第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条～第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条～第77条）</p> <p><u>第9節 公聴会、参考人（第78条～第84条）</u></p> <p><u>第10節 会議録（第85条～第89条）</u></p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第90条～第94条）</p> <p>第2節 審査（第95条～第112条）</p> <p>第3節 秘密会（第113条・第114条）</p> <p>第4節 発言（第115条～第126条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第127条・ 第128条）</p> <p>第6節 表決（第129条～第139条）</p> | <p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節 総則（第1条～第13条）</p> <p>第2節 議案及び動議（第14条～第19条）</p> <p>第3節 議事日程（第20条～第24条）</p> <p>第4節 選挙（第25条～第33条）</p> <p>第5節 議事（第34条～第47条）</p> <p>第6節 秘密会（第48条・第49条）</p> <p>第7節 発言（第50条～第66条）</p> <p>第8節 表決（第67条～第77条）</p> <p>(新設)</p> <p><u>第9節 会議録（第78条～第82条）</u></p> <p>第2章 委員会</p> <p>第1節 総則（第83条～第87条）</p> <p>第2節 審査（第88条～第104条）</p> <p>第3節 秘密会（第105条・第106条）</p> <p>第4節 発言（第107条～第118条）</p> <p>第5節 委員長及び副委員長の互選（第119条・ 第120条）</p> <p>第6節 表決（第121条～第131条）</p> |

第3章 請願（第140条—第146条）
第4章 辞職及び資格の決定（第147条—第151条）
第5章 規律（第152条—第160条）
第6章 懲罰（第161条—第166条）
第7章 議員の派遣（第167条）
第8章 補則（第168条）
附則

第1章 会議

（修正の動議）

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（議場の出入口閉鎖）

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条_____の規定による宣言の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第37条 会議に付する事件は、第141条_____に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託

第3章 請願（第132条～第138条）
第4章 辞職及び資格の決定（第139条～第143条）
第5章 規律（第144条～第152条）
第6章 懲罰（第153条～第158条）
第7章 議員の派遣（第159条）
第8章 補則（第160条）
附則

第1章 会議

（修正の動議）

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（議場の出入口閉鎖）

第27条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条（選挙の宣言）の規定による宣言の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第37条 会議に付する事件は、第134条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託

する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 前項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条_____の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条_____及び第60条_____の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から_____

_____第31条まで_____

第32条_____第1項及び第33条_____の規定を準用する。

第9節 公聴会、参考人

(公聴会の開催の手続)

する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 第2項における提出者の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条(質問の回数)及び第60条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(新設)

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から議会において定め、議長が本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第82条 議員は公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第84条 議会において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第10節 会議録

(会議録に記載し又は記録する事項)

第85条 (略)

(会議録の配布)

第86条 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第87条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条_____の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第9節 会議録

(会議録に記載し又は記録する事項)

第78条 (略)

(会議録の配布)

第79条 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第80条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第65条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第88条 (略)
(会議録の保存年限)

第89条 (略)
 第2章 委員会
 第1節 総則
 (議長への通知)

第90条 (略)
(欠席の届出)
第91条 (略)
(会議中の委員会の禁止)

第92条 (略)
(会議の開閉)
第93条 (略)
(定足数に関する措置)

第94条 (略)
 第2節 審査
 (議題の宣告)

第95条 (略)
(一括議題)
第96条 (略)
(議案等の朗読)

第97条 (略)

第81条 (略)
(会議録の保存年限)

第82条 (略)
 第2章 委員会
 第1節 総則
 (議長への通知)

第83条 (略)
(欠席の届出)
第84条 (略)
(会議中の委員会の禁止)

第85条 (略)
(会議の開閉)
第86条 (略)
(定足数に関する措置)

第87条 (略)
 第2節 審査
 (議題の宣告)

第88条 (略)
(一括議題)
第89条 (略)
(議案等の朗読)

第90条 (略)

| | |
|---|--|
| (審査順序) | (審査順序) |
| <u>第98条</u> (略) (先決動議の表決順序) | <u>第91条</u> (略) (先決動議の表決順序) |
| <u>第99条</u> (略) (動議の撤回) | <u>第92条</u> (略) (動議の撤回) |
| <u>第100条</u> (略) (委員の議案修正) | <u>第93条</u> (略) (委員の議案修正) |
| <u>第101条</u> (略) (分科会又は小委員会) | <u>第94条</u> (略) (分科会又は小委員会) |
| <u>第102条</u> (略) (連合審査会) | <u>第95条</u> (略) (連合審査会) |
| <u>第103条</u> (略) (証人出頭又は記録提出の要求) | <u>第96条</u> (略) (証人出頭又は記録提出の要求) |
| <u>第104条</u> (略) (所管事務等の調査) | <u>第97条</u> (略) (所管事務等の調査) |
| <u>第105条</u> (略) 2 議会運営委員会が <u>法第109条第3項</u> に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。 | <u>第98条</u> (略) 2 議会運営委員会が <u>法第109条の2第4項</u> に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。 |
| (委員の派遣) | (委員の派遣) |
| <u>第106条</u> (略) (議事の継続) | <u>第99条</u> (略) (議事の継続) |

第107条 (略)
(少数意見の留保)

第108条 (略)
(委員会の再審査)

第109条 (略)
(議決事件の字句及び数字等の整理)

第110条 (略)
(委員会報告書)

第111条 (略)
(閉会中の継続審査)

第112条 (略)
(指定者以外の者の退場)

 第3節 秘密会

第113条 (略)
(秘密の保持)

第114条 (略)
 第4節 発言
(発言の許可)

第115条 (略)
(委員の発言)

第116条 (略)
(発言内容の制限)

第100条 (略)
(少数意見の留保)

第101条 (略)
(委員会の再審査)

第101条の2 (略)
(議決事件の字句及び数字等の整理)

第102条 (略)
(委員会報告書)

第103条 (略)
(閉会中の継続審査)

第104条 (略)
(指定者以外の者の退場)

 第3節 秘密会

第105条 (略)
(秘密の保持)

第106条 (略)
 第4節 発言
(発言の許可)

第107条 (略)
(委員の発言)

第108条 (略)
(発言内容の制限)

第117条 (略)
(委員外議員の発言)

第118条 (略)
(委員長の発言)

第119条 (略)
(発言時間の制限)

第120条 (略)
(議事進行に関する発言)

第121条 (略)
(発言の継続)

第122条 (略)
(質疑又は討論の終結)

第123条 (略)
(選挙及び表決時の発言制限)

第124条 (略)
(発言の取消し又は訂正)

第125条 (略)
(答弁書の朗読)

第126条 (略)
第5節 委員長及び副委員長の互選
(互選の方法)

第127条 (略)

第109条 (略)
(委員外議員の発言)

第110条 (略)
(委員長の発言)

第111条 (略)
(発言時間の制限)

第112条 (略)
(議事進行に関する発言)

第113条 (略)
(発言の継続)

第114条 (略)
(質疑又は討論の終結)

第115条 (略)
(選挙及び表決時の発言制限)

第116条 (略)
(発言の取消し又は訂正)

第117条 (略)
(答弁書の朗読)

第118条 (略)
第5節 委員長及び副委員長の互選
(互選の方法)

第119条 (略)

(選挙規定の準用)

第128条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、前章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第129条 (略)

(不在委員)

第130条 (略)

(条件の禁止)

第131条 (略)

(挙手による表決)

第132条 (略)

(投票による表決)

第133条 (略)

(記名投票)

第134条 (略)

(無記名投票)

第135条 (略)

(選挙規定の準用)

第136条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、
第28条から

(選挙規定の準用)

第120条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第121条 (略)

(不在委員)

第122条 (略)

(条件の禁止)

第123条 (略)

(挙手による表決)

第124条 (略)

(投票による表決)

第125条 (略)

(記名投票)

第126条 (略)

(無記名投票)

第127条 (略)

(選挙規定の準用)

第128条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、
第28条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検) , 第2

| | |
|---------------------------------|---|
| <p>第31条まで</p> | <p>9条(投票), 第30条(投票の終了), 第31条(開票及び投票の効力) 及び第32条(選挙結果の報告)</p> |
| <p>及び第32条</p> | <p>第1項の規定を準用する。</p> |
| <p>第1項の規定を準用する。</p> | <p>(表決の訂正)</p> |
| <p><u>第137条</u> (略)</p> | <p><u>第129条</u> (略)</p> |
| <p>(簡易表決)</p> | <p>(簡易表決)</p> |
| <p><u>第138条</u> (略)</p> | <p><u>第130条</u> (略)</p> |
| <p>(表決の順序)</p> | <p>(表決の順序)</p> |
| <p><u>第139条</u> (略)</p> | <p><u>第131条</u> (略)</p> |
| <p>第3章 請願</p> | <p>第3章 請願</p> |
| <p>(請願書の記載事項等)</p> | <p>(請願書の記載事項等)</p> |
| <p><u>第140条</u> (略)</p> | <p><u>第132条</u> (略)</p> |
| <p>(請願文書表の作成及び配布)</p> | <p>(請願文書表の作成及び配布)</p> |
| <p><u>第141条</u> (略)</p> | <p><u>第133条</u> (略)</p> |
| <p>(請願の委員会付託)</p> | <p>(請願の委員会付託)</p> |
| <p><u>第142条</u> (略)</p> | <p><u>第134条</u> (略)</p> |
| <p>(紹介議員の委員会出席)</p> | <p>(紹介議員の委員会出席)</p> |
| <p><u>第143条</u> (略)</p> | <p><u>第135条</u> (略)</p> |
| <p>(請願の審査報告)</p> | <p>(請願の審査報告)</p> |
| <p><u>第144条</u> (略)</p> | <p><u>第136条</u> (略)</p> |
| <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> | <p>(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)</p> |
| <p><u>第145条</u> (略)</p> | <p><u>第137条</u> (略)</p> |

(陳情書の処理)

第146条 (略)

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第147条 (略)

(議員の辞職)

第148条 (略)

(資格決定の要求)

第149条 (略)

(資格決定の審査)

第150条 前条の要求については、議会は、第37条

_____ 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第151条 (略)

第5章 規律

(品位の尊重)

第152条 (略)

(携帯品)

第153条 (略)

(議事妨害の禁止)

(陳情書の処理)

第138条 (略)

第4章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第139条 (略)

(議員の辞職)

第140条 (略)

(資格決定の要求)

第141条 (略)

(資格決定の審査)

第142条 前条の要求については、議会は、第37条
(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第143条 (略)

第5章 規律

(品位の尊重)

第144条 (略)

(携帯品)

第145条 (略)

(議事妨害の禁止)

第154条 (略)
(離席)

第155条 (略)
(禁煙)

第156条 (略)
(新聞紙等の閲読禁止)

第157条 (略)
(資料等印刷物の配布許可)

第158条 (略)
(許可のない登壇の禁止)

第159条 (略)
(議長の秩序保持権)

第160条 (略)
第6章 懲罰
(懲罰動議の提出)

第161条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条
第2項又は第114条

第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第146条 (略)
(離席)

第147条 (略)
(禁煙)

第148条 (略)
(新聞紙等の閲読禁止)

第149条 (略)
(資料等印刷物の配布許可)

第150条 (略)
(許可のない登壇の禁止)

第151条 (略)
(議長の秩序保持権)

第152条 (略)
第6章 懲罰
(懲罰動議の提出)

第153条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条
(秘密の保持) 第2項又は第106条 (秘密の保持)

第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第162条 懲罰については、議会は、第37条_____
_____第3項の規定にかか
わらず、委員会の付託を省略して議決することはでき
ない。

(戒告又は陳謝の方法)

第163条 (略)

(出席停止の期間)

第164条 (略)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第165条 (略)

(懲罰の宣告)

第166条 (略)

 第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第167条 (略)

 第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第168条 (略)

第154条 懲罰については、議会は、第37条(議案
等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかか
わらず、委員会の付託を省略して議決することはでき
ない。

(戒告又は陳謝の方法)

第155条 (略)

(出席停止の期間)

第156条 (略)

(出席停止期間中出席したときの措置)

第157条 (略)

(懲罰の宣告)

第158条 (略)

 第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第159条 (略)

 第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第160条 (略)